

償却資産(固定資産税)のしおり

生駒市内で「償却資産」をお持ちの方は、生駒市長への申告が必要です。

◆土地や家屋だけでなく、「償却資産」も固定資産税の対象になります。

◇「償却資産」とは... (地方税法第341条第4号)

事業の用に供することができる資産 (土地及び家屋を除きます。)

で

(法人の場合) その減価償却額が所得の計算上、損金に算入されるもの
(個人の場合) その減価償却費が所得の計算上、必要経費に算入されるもの

をいいます。

※取得価額が少額である資産や無形の固定資産など、対象から除かれる資産があります。

※申告していただく資産は、原則として、耐用年数が1年を超えて取得価額が10万円以上の資産になります。詳しくは、「◆少額の減価償却資産について」の説明をご覧ください。

◆「償却資産」を所有されている方は、市長への申告が必要です。

◇申告していただく方は...

毎年1月1日現在において、生駒市内に償却資産を所有されている方(法人・個人)

です。

- ・会社や個人で工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートを貸し付けておられる方は、所有されている償却資産について、その償却資産の所在地の市町村長に固定資産税(償却資産)の申告をしなければなりません。(地方税法第383条)

※テナントの方が内装・造作や建築設備等を取り付けられた場合も申告が必要です。

- ・賃貸ビルなどの家屋を借り受けて事業をされている方(テナントの方)が自らの事業を営むために取り付けた内装・造作及び建築設備等のことを「特定附帯設備」といい、取り付けたテナントの方を所有者とみなして課税されます。この特定附帯設備については、テナントの方が申告をしてください。

◆償却資産を所有されていない方や転出、廃業等により全資産が減少した方にも、その旨の申告をお願いしています。

申告書の提出期限・提出先

- ・毎年1月31日が申告の期限です。
- ・提出は、郵送、電子申告(eLTAX)又は市役所担当窓口への直接提出でお願いします。
- ・ご提出先・お問合せ先
(あて先) 生駒市役所 課税課 償却資産担当(家屋係)
(住所) 〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号
(TEL) 0743-74-1111(内線7149)
(窓口) 生駒市役所(本庁) 1階14番(受付時間は、平日の午前8時30分~午後5時15分)
- ・申告に関すること(償却資産の概要、申告書等の必要書類、eLTAXなど)は、生駒市公式ホームページもご覧ください。 → で検索

申告されるに当たって・・・  申告が必要となる資産と、そうでない資産とがあります。

- 毎年1月1日現在において所有されている、生駒市内に所在する「償却資産」が申告の対象となります。
 - ・事業のために用いることができる機械、器具、備品等が償却資産として申告が必要となります。
 - ・償却資産の具体例（種類別・業種別）は、次のとおりです。

○種類別（償却資産は6種類に分類され、それぞれの種類に該当する資産の例は、次のとおりです。）

資産の種類	主な償却資産の例	
構築物	構築物	駐車場の舗装、外構工事（フェンス、植栽等）、屋上看板など
	建物附属設備	・受変電設備、自家発電設備、中央監視制御装置など ・賃借人（テナント）等が施工した内装・造作及び建築設備等
機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、ブルドーザーやパワーショベル（軽自動車税の課税対象となるものを除く。）、機械式駐車設備など	
船舶	ボート、遊覧船など	
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
車両及び運搬具	フォークリフト、台車など（自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除く。）	
工具、器具及び備品	パソコン、事務机、事務椅子、ロッカー、金庫、レジスター、応接セット、テレビ、陳列ケース、ルームエアコン、各種工具、金型、プリンター、コピー機、自動販売機など	

○業種別（業種別による資産の例は、次のとおりです。）

業種	主な償却資産の例
各業種共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、外構工事（フェンス、植栽等）、看板、外灯、LAN配線、事務机、事務椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、レジスター、パソコン、コピー機、金庫、テレビ、ルームエアコン、太陽光発電設備（屋根材一体型のものを除く。）など
小売業	陳列ケース、陳列台、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
飲食業	厨房設備、食卓、カウンター、椅子、室内装飾品、冷蔵庫、冷凍庫、自動食器洗浄器、カラオケセット、テレビ、自動販売機など
医業・歯科医業	各種医療機器（レントゲン機器、ベッド、手術台、心電計、電気血圧計、消毒殺菌器、調剤機器、CTスキャン、MRI装置、ファイバースコープ、光学検査機器、歯科診療ユニット等）、待合室用椅子、薬品戸棚、給食用厨房設備など
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、パーマ器、消毒殺菌器、サインポールなど
学習塾	看板、内装、パソコン、ホワイトボード、机、椅子、紙折機、ウェブカメラ、防犯カメラなど
金属加工業	旋盤、ボール盤、プレス機、フライス盤、金型、溶接機、コンプレッサー、洗浄給水設備、フォークリフト、測定工具、検査工具など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ポンプ、発電機など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、給排水設備など
ガソリンスタンド	ガソリン計量器、独立キャノピー、地下タンク、洗車機など
自動車整備業	プレス機、溶接機、充電器、コンプレッサー、リフト、洗浄器、各種工具など
駐車場業	舗装路面、塀、フェンス、照明設備、機械式駐車設備、料金精算機など
不動産賃貸業（賃貸アパート、賃貸マンション、貸しビル）	駐車場の舗装、門・塀・緑化施設等の外構工事、受変電設備、自家発電設備、中央監視制御装置、蓄電池設備、自転車置場、外灯、ごみ置場、ルームエアコン、広告設備、太陽光発電設備など
再生可能エネルギー発電事業	太陽光発電設備（太陽光パネル、架台、パワーコンディショナー等）、フェンスなど

【償却資産と家屋の区分について】

- ・家屋に取り付けられている建築設備（電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、厨房設備など）については、固定資産税の評価において、家屋と償却資産に区分されます。
- ・設備等の所有者が家屋の所有者と同じ場合は、家屋と償却資産の区分が必要となります。

◆ご注意ください。☞ 次の資産も申告の対象です。

- ・減価償却が終わった資産
- ・稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産
- ・福利厚生のために供する資産
- ・リース資産で契約の内容が割賦販売と同等であるもの
- ・取得価額が30万円未満の減価償却資産で、税務会計上、中小企業者等の少額資産特例（租税特別措置法）を適用して即時償却したもの

1月1日現在において事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

◆次の資産は、申告の対象ではありません。（申告不要です。）

- ・自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ・無形の固定資産（ソフトウェア、営業権、商標権、特許権等）
- ・繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- ・棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ・平成20年4月1日以後に締結されたリース契約のうち、ファイナンス・リース取引に係るリース資産（法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項）で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの

◆少額の減価償却資産について

- ・少額の減価償却資産に係る申告対象の区分は、次のとおりです。

取得時期	取得価額	税務会計上の処理（国税（所得税））	申告対象の区分
■個人の場合 （平成11年1月1日以後に取得した資産）	10万円未満	必要経費に算入	×
	10万円以上 20万円未満	「一括償却資産の3年償却」をした場合	×
		減価償却をした場合	申告対象です
	20万円以上	減価償却になります。	申告対象です

取得時期	取得価額	税務会計上の処理（国税（法人税））	申告対象の区分
■法人の場合 （平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産）	10万円未満	損金算入をした場合	×
		「一括償却資産の3年償却」をした場合	×
		減価償却をした場合	申告対象です
	10万円以上 20万円未満	「一括償却資産の3年償却」をした場合	×
減価償却をした場合		申告対象です	
	20万円以上	減価償却になります。	申告対象です

- ・平成10年12月31日までに取得した資産（個人の場合）や平成10年3月31日以前に開始された事業年度に取得した資産（法人の場合）については、別途お問い合わせください。
- ・「一括償却資産の3年償却」は、税務会計上（国税）、3年間で損金又は必要な経費に算入することです。
- ・令和4年4月1日以後に取得した資産のうち、貸付け（主要な事業として行われる貸付けを除く。）の用に供したものは、必要経費算入・損金算入・一括償却資産の3年償却の処理ができず、減価償却になります（令和4年度税制改正）。その場合は、償却資産の申告対象になりますので、ご注意ください。

償却資産の評価・税額等の算出の方法等について

■評価額の算出方法

- ・償却資産の評価額は、取得時期（取得年月）、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について1件ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	評価額 = 「取得価額」 × 減価残存率（1-減価率÷2）
前年前に取得した資産	評価額 = 「前年度の評価額」 × 減価残存率（1-減価率）

※初年度の評価額は、取得時期にかかわらず、半年分の減価があったものとして算出します。
※「減価率」は、固定資産評価基準の「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる減価率になります。

◆評価額の最低限度は、取得価額の5%の額です。（◆国税の取扱いと異なります。）

■課税標準額の算出方法

課税標準額 = 「全資産」の評価額の合計額（1,000円未満切捨て）

※課税標準の特例を受ける資産がある場合は、その資産の評価額に特例割合を乗じて得た額を基にして課税標準額を算出します。

◆課税標準額が150万円未満の場合は、固定資産税が課税されません。（免税点未満）

■税額の算出方法

税額 = 課税標準額 × 税率1.4%（100円未満切捨て）

申告の方法等について

- 申告は、償却資産申告書及び種類別明細書を作成し、生駒市役所にご提出ください。

■初めて申告される方

- ・1月1日現在において所有されている生駒市内に所在する全ての償却資産について、申告してください。
- ・1月1日現在において償却資産を所有されていない場合は、償却資産申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入してください。

■前年度以前に申告された方

- ◆1月2日から翌年の1月1日までの間に
 - ・償却資産の増加又は減少があった場合 → 増減した償却資産について申告してください。
 - ・償却資産の増加も減少もなかった場合 → 「増減なし」と記入して申告してください。
- ◆転出、廃業、合併等により、1月1日現在において全ての償却資産が減少した場合はその旨を申告してください。

◆申告の際のご注意

- ・固定資産税では・・・
 - 「圧縮記帳」、「特別償却・割増償却」については、認められていません。
 - 「増加償却」、「耐用年数の短縮」については、認められています。
- ・申告が必要な方が正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第386条及び生駒市税条例第84条の規定により、10万円以下の過料を科せられることがあります。
- ・虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。